

北海道地域振興条例の点検・見直しについて

条例施行から平成26年4月で5年が経過することから、社会経済状況の変化等を勘案しながら、これまで展開してきた地域振興施策の取組状況等について点検し、その結果を踏まえ、必要な見直しを行う。

1 点検・見直しの根拠

【北海道地域振興条例 附則2】

知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 点検の進め方、見直し

(1) 条例に基づく施策の点検

地域振興施策の取組状況、課題、今後の取組方向を整理

(2) 条例の点検

(点検の視点)

- ・ 東日本大震災の発生や分権改革の動向を踏まえた自治体のあり方など社会経済情勢の変化への対応
- ・ 必要な地域振興施策等への対応
- ・ 議会議論、市町村からの要望、政策評価等

(3) 条例の見直し等

- ・ 条例の点検結果等を踏まえ、平成26年3定議会を目途に必要な見直し（条例改正）を実施
- ・ 施策の点検結果を踏まえ、今後の施策を検討

(4) 意見等聴取

- ・ 北海道地域振興条例検討懇話会を設置し、外部有識者から意見を聞く。
- ・ 点検、点検結果の取りまとめ、必要な見直し、それぞれの過程において、当懇話会をはじめ、市町村などから意見等を聴取

3 点検・見直しのスケジュール（予定）

月	点検内容・結果とりまとめ、見直し	議会（委員会）	意見等聴取
1～3月	「条例に基づく施策の実施状況」整理 「条例点検結果報告書（素案）」作成		■市町村等意見照会 ◆北海道地域振興条例検討懇話会
4月		「報告書（素案）」報告	■市町村・関係団体等意見照会
5月	「条例点検結果報告書（案）」作成 「条例素案」作成		◆北海道地域振興条例検討懇話会
6～7月	「改正条例案」作成	「報告書（案）」及び 「条例素案」報告	■市町村・関係団体等意見照会 ◎パブリックコメント実施
8月	「改正条例案」法規審査	「改正条例案」報告	
9月		「改正条例案」3定提案	